〔育児・介護〕短時間勤務取扱通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

株式会社　人事部長

　あなたが　　　　年　　月　　日にされた〔育児・介護〕短時間勤務の申出について、「育児・介護休業等に関する規則」〔第１３条・第１４条〕に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　短時間勤務の　期間等 | ・適正な申出がされていましたので申出どおり　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日ま　で短時間勤務をしてください。・申し出た期日が遅かったので短時間勤務を開始する日を　　　　年　　月　　日にしてください。・あなたは対象者でないので短時間勤務をすることはできません。・（介護短時間勤務の場合のみ）申出に係る対象家族について介護短時間勤務又は介護休業ができる日　数はのべ９３日です。今回の措置により、介護短時間勤務又は介護休業ができる日数は残り（　　）　日になります。 |
| ２　短時間勤務期　間の取扱い等 | (1)短時間勤務中の勤務時間は次のとおりとなります。　 　始業（　　時　　分）　　　終業（　　時　　分）　　 休憩時間（　　時　　分～　　時　　分（　　分））(2)（産後１年以内の女性従業員の場合）上記の他、育児時間１日２回30分の請求ができます。(3)短時間勤務中は原則として所定時間外労働は行わせません。(4)短時間勤務中の賃金は次のとおりとなります。　　１　基本賃金　　２　諸手当の額又は計算方法(4)賞与及び退職金の算定に当たっては、短時間勤務期間中も通常勤務をしたものとみなして計算しま　す。 |
| ３　その他 | 　お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に人事部労務課あて電話連絡をしてください。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後２週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。 |